

平成 29 年度「先駆的家庭教育支援推進事業
(訪問型家庭教育支援の実施)」成果報告書

京都府

1. 業務の題名

「 京都式『効果のある学校』推進事業と連携した訪問型家庭教育支援事業 」

2. 業務実施の組織構成

(1) 組織の全体構成員

所 属 ・ 役 職 等	備考欄
教育庁指導部社会教育課 課長	
同 企画調整担当副課長	
同 総括社会教育主事	
同 社会教育主事	
同 振興担当副課長	
同 振興担当主事	

(2) 業務推進担当者

所 属 ・ 役 職 等	備考欄
教育庁指導部社会教育課 総括社会教育主事	
同 社会教育主事	
同 振興担当副課長	
同 振興担当主事	

3. 解決すべき地域の課題（地域の現状）

ひとり親家庭や経済的な問題により家庭生活に余裕がなくなっている家庭、地域のつながりが希薄化し、子育ての悩みを抱えてしまっている保護者などが存在し、そのことが、子どもの基礎学力の定着や希望進路実現を阻害する要因となる場合もある。

そのような保護者を対象に、子育てに関する学習機会、保護者同士の気軽なサロン（自由に話ができる場）を提供したり、保護者の相談場所として、学校のほかに、教育相談室や子育て支援センターなどを提供したりしているが、そのような場に出向くことが保護者によっては難しい場合があり、「支援を届けたい家庭に支援が届かない」、「支援を届けたい家庭の保護者が自分から家庭教育について相談するケースは少ない」状況がある。

そのような状況にあって、京都府教育委員会で策定した「京都府教育振興プラン」（H28.1月改定）では8つの重点目標の一つとして「全ての教育の出発点である家庭教育を支援する」と掲げ、「市町村や保育所・幼稚園等と連携し、子育ての悩みや不安を抱く保護者が孤立しないような地域住民による支援を組織的に行うこと」としている。

また、平成28年度から引き続き事業を実施している2市町においては、要保護・準要保護児童数（率）が比較的高いことから、この事業を通して、経済的困難や家庭教育や学力向上の面から困難や課題を抱えている家庭に対する、教育と福祉が連携・協働した支援モデルを構築する意義は大きいと判断した。

4. 実施内容及び実施方法等

京都府での実施内容及び実施方法等

【支援員等の資質向上（研修会等）】

- 「児童虐待」や「子どもの貧困」などのテーマを取り上げ実施するまなび・生活アドバイザー（京都式スクールソーシャルワーカー、社会福祉士資格あり。）対象の研修に、まなび・生活アドバイザーのみでなく、家庭教育支援員（以下「支援員」という。）などの関係者も参加し、資質の向上を図った。
- 大阪府主催の、訪問型家庭教育支援事業を実施している近畿地方2府1県の支援員を対象にした情報交換会に参加。久御山町から実践報告を行った。（H29.9.20）
各府県で行われている事業の情報交換を行うとともに、ワークショップを通じて府県を越えた支援員同士の連携を図った。
- 支援員や家庭教育支援チームの構成員など家庭教育支援関係者を対象に、親の学びの必要性や「カウンセリングマインドを活かした家庭教育支援」をテーマとした研修会を開催した。（H29.12.19）
各市町村内で行われている家庭教育支援の実践に役立てるとともに、家庭教育支援関係者の資質の向上を図った。

【まなび・生活アドバイザー（SSW）の配置】

困難な状況（経済的困難）に置かれている児童生徒をはじめ、全ての児童生徒の基礎学力の充実と希望進路の実現を図る学校づくりを推進するための「京都式『効果のある学校』推進事業～家庭・地域と連携した学力向上プラン～」（以下「効果のある学校事業」という。）と連携し、社会福祉士の資格があるまなび・生活アドバイザーを久御山町及び亀岡市の各1小学校に1名ずつ配置した。（配置校は、支援員と同じ。）

各市町が委嘱する支援員とともに活動するまなび・生活アドバイザーを配置することで、教育と福祉の両面から家庭教育支援を行える体制を整えた。

【事業に係る評価等】

身近な地域における家庭教育支援を推進するため、社会教育関係団体や関係行政機関と連携を図りながら、京都府の福祉部局関係者、学識経験者、学校関係者、NPO等で構成し、効果的な推進方策について意見交換等を行うために設置している京都府家庭教育支援協議会（以下「協議会」という。）において、訪問型家庭教育支援事業に係る各市町の取組や実施内容等を報告し、意見や助言等をいただいた。

【その他】

○訪問型家庭教育支援の状況について、京都府と各市町、各小学校の担当者三者で実施校にて連絡調整会議（各市町3回ずつ）を開催し、共通理解を図った。

市町での実施内容及び実施方法等

【支援員の配置】

久御山町及び亀岡市のそれぞれ各1小学校に1名ずつ教員OBを支援員として配置した。

久御山町：佐山小学校（久世郡久御山町佐古内屋敷56）に配置

（週1日のみ教育委員会勤務）

亀岡市：曾我部小学校（亀岡市曾我部町南条荒水代1）に配置

【支援員の役割】

○学校において子どもの様子を観察する中で、子どもの幼児期からの成長・発達と学校での生活・学習との関連から家庭に問題が推察されるケースや不登校などのケースについて、ケース会議等での支援方策の検討につなげる。

○ケース会議等で支援が必要とされた家庭（保護者）に対し、家庭訪問等による相談対応等の支援を実施する。

○まなび・生活アドバイザーとの密な連携のもと、福祉関係機関等との積極的な連携（情報提供・収集・共有）を行う。

【支援実施内容】

○訪問型家庭教育支援の対象は、各市町の1小学校区内の就学前の児童から小学校低学年の保護者（家庭）を基本とした。

○支援員が、学校における子どもの様子の観察や保育所・幼稚園等での保護者との会話から、家庭に課題があると思われるケースについて、担任教員やまなび・生活アドバイザーと情報交換、情報共有した上で、家庭教育支援に係る校内会議等で支援を必要とする家庭を抽出

○支援対象家庭について、ケース会議等において支援方策等の検討を行い、支援員が家庭訪問をするなど、保護者が抱える様々な悩みや不安に対しての相談対応等の家庭教育支援を行った。また、支援後には再び、ケース会議等で今後の支援方針を検討・決定する

など、家庭に対する効果的な支援方策等を協議した。

- ケース会議においては、支援員やまなび・生活アドバイザー、スクールカウンセラー、学校管理職等が対象児童（家庭）について、情報交換や協議を行い、視点や気づきの違いをすり合わせ、児童・家庭の状況把握、認識のズレの解消に努めるとともに支援方策等について検討した。
- 自治会長や民生児童委員、保育所・幼稚園長、小学校等で構成するネットワーク会議を定期的実施し、困難を抱える家庭を対象とした支援を行うため、地域の人材や関係機関を交えて情報交流することで、保育所・幼稚園や地域とのつながりができ、支援を必要とする家庭をめぐる共通理解が深まった。
- 保育所、幼稚園、学童保育所を頻回に訪問して情報交流を行った他、就学前の子どもの保護者について、保育所、幼稚園、小学校合同の会議を開催し、就学前教育と小学校の接続の視点から情報交換を行った。
- 社会福祉士の資格を有するまなび・生活アドバイザーが支援員と同じ学校に配置されていることにより、支援員との密な連携のもと、支援を要する家庭に関し、福祉関係機関と迅速かつ的確な連携を行った。
- 支援員とまなび・生活アドバイザーが、学校の個人面談の機会を活用した保護者との面談、就学時健診時、保育所・幼稚園や学童保育所の訪問などの機会に、訪問型家庭教育支援事業に係るリーフレットを活用し、事業の周知や支援員等と保護者との信頼関係の構築を図った。
- 小学校入学後にスムーズな学校生活が送れるよう、「まなびスタート調査」（就学前の幼児期に、遊びなどを通じた生活経験などから獲得している認識の中で、国語や算数の学習に関係した内容の状況を見るもので、入学直後の小学校1年生に対し実施する。）の分析結果等を保育所・幼稚園に情報提供し、保育所・幼稚園において保育士等との信頼関係を築くとともに、保護者が必要としている家庭の支援に努めた。

【家庭訪問数】（平成30年2月末時点）

- ・久御山町：家庭訪問数 14家庭（21回）（28年度 2家庭 5回）
- ・亀岡市：家庭訪問数 29家庭（333回）（28年度 1家庭 18回）

5. 実施により得られた成果・効果

本事業においては、教員OBである支援員と社会福祉士有資格者のまなび・生活アドバイザーを同じ学校に配置することで、支援員が児童観察を行い、まなび・生活アドバイザーとともに迅速な情報収集を行った上で、家庭教育支援に係る校内会議を実施することにより、課題のある児童・家庭などについて情報共有や課題に対する共通理解をスムーズに行うことができ、特に、まなび・生活アドバイザーの参加により、福祉的な観点からの対応方針、解決方策の検討をする際に有効であった。

また、支援員とまなび・生活アドバイザーが地域の人材や関係機関と連携したり、ネットワーク会議等を定期的実施したりすることで、地域ぐるみで家庭を見守る体制づくりが整ってきたところである。

これまでの活動から、次に掲げるような成果や効果が得られた。

- 支援員が学校に配置されていることにより、子どもたちの様子を詳細に観察することができ、家庭の状況を推察し、早めの家庭教育支援が可能となっている。

また、教員との連携がスムーズに行われ、教員の負担軽減にもつながった。

- 平成 28 年度に培われた支援員と保護者との信頼関係を基盤に、より積極的なアウトリーチ型の家庭教育支援活動を支援員が中心となって実施することができた。
- 訪問型家庭教育支援事業に係るリーフレットを各市町が作成し、配布することによって、この事業の周知が進み、認知されるようになってきていることで、平成 28 年度と比べて平成 29 年度は家庭訪問の回数が増加した。
- 1 年生の保護者全員に対し入学後速やかに、支援員やまなび・生活アドバイザーが、学校の個人面談の機会を活用し、保護者との面談を行ったことで、困っている保護者・家庭への積極的な支援につながった。
- 不登校傾向や暴力が疑われる児童について、家庭訪問や保護者との懇談を通じて、深刻な状況に移行することを未然に防ぐことができた。
また、課題を抱える対象家庭（保護者・児童）を福祉関係機関につないだことで、児童の状態が改善に向かったケースがあった。
- 保育所や幼稚園等を訪問したり、それぞれの園長と情報を共有したりすることによって連携が深まった。
- 関係機関とのネットワーク会議が定期的に行われ、地域人材や関係機関との情報交流を通じて保育所・幼稚園や地域のつながりができ、困難な家庭をめぐる共通理解が深まった。
- 校内ケース会議や地域人材・機関を交えたネットワーク会議の定期的な開催を通じて、地域の関係性や課題のある家庭に関する情報共有・共通認識が深まり、当該事業の目標としている「地域ぐるみで家庭を見守るネットワーク」の形成が進んだ。

6. 業務の実施体制（再委託先まで含めた業務実施体制について図示すること。）

別紙のとおり

7. 実施スケジュール

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
委託契約		●											
再委託契約		●											
支援員委嘱 (久御山町)	●												
支援員委嘱 (亀岡市)		●											
事業実施		●	→										
		*久御山町においては、契約前(4月)から実施(町費で実施)											
研修会		●		●			●		○		●		
		●まなび・生活アドバイザーとの合同研修会							○その他研修				
協議会								●			●		
		*事業に関する意見や評価等											

8. 評価に係る項目(業務実施前後のアンケートの実施等による業務全体の評価体制、評価手法、評価の結果)

①～④は、事業計画時に掲げた評価指標。この指標に対する現況を「→」で記載している。
 なお、下記に記載する「>」部分は2回の協議会における委員からの評価や再考等

① 家庭教育支援方策について、関係者間で情報が共有されているか。

- 支援員、まなび・生活アドバイザー、学校、各市町教育委員会、地域の関係機関を交えたネットワーク会議等を通じて、支援を必要とする家庭(保護者・児童)についての情報交流・情報共有を行うことで、支援対象の家庭をめぐる共通理解が深まった。
- 民生児童委員や行政福祉部局等に対象家庭(保護者・児童)に関する情報提供・情報収集するなどして連携を図り、家庭教育支援の足がかりとした。
- 課題のある家庭(保護者・児童)を福祉関係機関につないだことにより、児童や家庭の状態が改善に向かったり、深刻な状況への移行を未然に防止できたりするなど、支援員とまなび・生活アドバイザーが密に連携を取り合う体制を活かした支援ができている。
- まなびスタート調査の分析結果については、校内では分析で課題がみられた児童の学習状況を担任と連携しながら対応するとともに、保育所・幼稚園に対し、分析結果を踏まえた情報提供をすることができた。

② 保育所・幼稚園と連携した支援ができているかどうか。

- 保育所・幼稚園を訪問して、関係者と情報交流を行うことによって、課題のある家庭をめぐるきょうだい関係を含めた共通理解を深めるなど、連携体制が構築された。
- 保育所・幼稚園、小学校合同会議を開催し、情報交換を行った。
- まなびスタート調査の分析結果の情報提供を行うことにより、家庭教育の支援に役立てられた。

③ 訪問・相談対応の前後で、保護者等が抱える課題等の解決に向けた対応が行われたかどうか。子育てに係る悩みや不安を抱える家庭が、訪問・相談を受ける前後で保護者等の抱える悩みや課題がどの程度解消されたか。

→ 支援員が訪問する家庭が増え、支援員やまなび・生活アドバイザーと児童や保護者とのつながりや信頼関係が着実に構築されている。

その結果、登校渋り傾向の児童・保護者への働きかけや登校できない児童への登校の促しや迎え、教育相談室等へのつなぎ（子育て支援・相談）のほか、行事で学校を訪れた保護者への声かけなど、支援員が教職員とは異なる立場であることや時間の束縛がないため時を逃がさず、対応できた。

このような支援員の強みを活かして、家庭訪問や相談対応等を行うことにより、保護者の悩み等の軽減が図られ、状況の改善が図られた。

④ 家庭教育支援員とまなび・生活アドバイザーを中心とした地域のネットワークの形成の進展が見られたかどうか。

→ 地域の人材や関係機関で構成するネットワーク会議や校内のケース会議が定期的に関われ、情報交換や協議を行うなどして、保育所・幼稚園や地域の関係機関等とつながりができ、課題のある家庭をめぐる共通理解が深まっているだけでなく、家庭教育に課題のある家庭に支援を行うための地域のネットワークが形成されつつある。

➤ 行政では家庭教育に関する事業を様々行っているが、それぞれの事業がどこで、どのような内容で実施されているのか知らない保護者が多い。事業の情報発信方法を工夫する必要がある。

➤ 家庭教育支援を行う上で、「いかにして保護者と友達になるか」が重要である。子どものよさを掴んで、保護者に伝えることが大切である。ソーシャルマインドを持って、子どもの背景にあるものを把握し、保護者と共有していく活動が進められるとよい。

➤ 「ネットワーク」と言われるが、「どのようなつながり方をするか」「どんなところ・だれとつながるか」が大切である。ネットワークづくりの重要性について叫ばれているが、できていないところが多い中で、ネットワーク会議をシステム化し、校内のネットワークづくりを進められているところが評価できる。

➤ 家庭訪問や相談対応のケースの中には、込み入った事情のある家庭への対応もしている。そのような家庭と関係性を築き、支援を行っていくにはかなりの時間を要すると思われる。難しいケースもあるだろうが、切り捨てず継続的に支援を続けてほしい。

また、そのような家庭への対応について、支援員個人の能力に頼った支援ではなく、他の地域でもできるような支援を探っていく必要がある。

➤ 福祉機関が行っていることとどう違うのかをはっきりさせる必要がある。

また、どのように分業するかといった視点も重要であると感じた。

➤ 教育と福祉が連携し、それぞれの役割が機能することが重要である。児童相談所・教育委員会、警察等が情報共有することで、見えにくい支援の必要なケースを把握することができる。

9. 今年度の実施内容を踏まえた次年度以降の実施内容及び実施方法等

京都府では、平成 28 年度から訪問型家庭教育支援事業を開始し、初年度は支援員と保護者との信頼関係の構築に努め、平成 29 年度は、前年度に構築された信頼関係を基盤に積極的に訪問型の支援活動を実施してきたところである。

本府の事業においては、支援員が学校に配置されていることにより、児童の様子を詳細に観察できることから、家庭の課題等の状況を推察し、早い段階での家庭教育支援が可能となってきており、家庭訪問件数も増加している。

また、社会福祉士の資格を有するまなび・生活アドバイザーを支援員と同じ学校に配置していることにより、支援員との密な連携のもと、支援を要する家庭に関し、福祉関係機関と迅速かつ確実に連携することが可能となっており、本府での事業推進の強みとなっている。

一方、支援の仕組みについても、事前にケース会議等において、支援の対象とする家庭（保護者）について情報の共有をし、支援の方向性を決め、支援を行った後に、再びケース会議等で今後の方針を決定するなど、家庭に対する支援方策等が効率的に協議されている。

さらに、家庭教育支援に係るネットワーク会議が定期的に行われ、地域人材や関係機関との情報交流を通じて、保育所・幼稚園や地域とのつながりができ、支援を必要とする家庭をめぐる共通理解が深まっている。

このように、この 2 年間の取組を通じて、本府の訪問型の家庭教育支援は着実に展開されつつあると考えており、今後もこれまでの取組の実施内容・成果を踏まえ、より充実したものとなるよう取り組みたい。

については、平成 30 年度においては、

- ① 支援を必要とする家庭（保護者）に対し、福祉等の関係機関との連携等を、必要に応じて確実にを行うことで、より着実な家庭教育支援を実施するとともに支援対象家庭を更に拡充する。
- ② ネットワーク会議の継続的な開催により、支援を必要とする家庭（保護者）への情報共有・共通認識を深めることを通じて、本府の当該事業の目標としている「地域ぐるみで家庭を見守るネットワーク」の形成促進を図りたい。

また、平成 31 年度以降については、これまでから事業を実施している 2 市町においては継続した取組を実施されるとともに、人材確保の課題はあるが、2 市町の域内の他の学区等でもこれまでに培われたノウハウを活かして、訪問型の家庭教育支援が展開できればと考えている。

さらには、2 市町以外の市町村においても、既に結成されている家庭教育支援チーム等の活動を拡大し、訪問型の家庭教育支援についても順次取り組んでいただけるよう、働きかけていきたい。